

いすみ市粉砕機貸出し及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内から排出される剪定枝等の有効利用を促進するとともに、廃棄物の減量及び再資源化を図るため、土地又は施設等の維持管理その他の活動で排出される剪定枝等を利用して、堆肥又はウッドチップ等を作ろうとする団体に対する粉砕機の貸出し及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 粉砕機は、環境保全課において管理する。

(利用対象団体)

第3条 粉砕機の貸出しを受けることができる団体は、いすみ市に所在する営利を目的としない次に掲げる団体であって、市内の樹木の剪定等により発生する剪定枝等を自ら処理しようとするものとする。

(1) 自治会

(2) 環境団体

(3) 農林業生産団体

(4) いすみ市まちづくり推進団体登録要綱（平成19年いすみ市告示第52号）に基づく登録の決定を受けている団体

(5) その他市長が必要と認める団体

(利用申請)

第4条 粉砕機を利用しようとする団体は、いすみ市粉砕機利用申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに利用の許可をするかどうかを決定し、いすみ市粉砕機利用許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

(利用団体の責務)

第6条 前条の規定による利用の許可をされた団体（以下「利用団体」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市内の土地又は施設等の維持管理その他の活動で発生した剪定枝又は竹（それぞれ直径180ミリメートル以内に限る。）に限り、使用すること。

- (2) 粉砕後の剪定枝等については、市内の一般廃棄物集積ステーション又はいすみクリーンセンター若しくは大原クリーンセンターへ排出してはならない。
- (3) 貸出期間は、開始日及び返却日を含めて7日間を限度とする。ただし、7日目が休日及び祝祭日の場合は、その前日に返却すること。
- (4) 貸出期間中は、粉砕機が盗難又は雨等による被害を避けるために適正な場所に保管すること。
- (5) 粉砕機の運搬については、利用団体が行うこと。
- (6) 粉砕機を初めて使用する際には、環境保全課職員の指導を受けること。
- (7) 粉砕機の操作については、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
- (8) 粉砕機の利用については、ゴーグル、手袋及び保護服等を着用し、安全に努めること。
- (9) 粉砕機を使用している際機械に異常を感知したときは、直ちに使用を中止して環境保全課に連絡すること。なお、破砕機の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
- (10) 粉砕機の利用を終了したときは、十分に粉砕機の清掃及び点検をし、燃料を補充した後借用期限内に返却すること。

(利用の取消し)

第7条 市長は、利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該粉砕機の利用許可を取り消すことができる。

- (1) 粉砕機を第三者に使用させた場合
- (2) 粉砕機を使用して営利を目的とする事業を行った場合
- (3) 粉砕機の処理能力を超えて使用して破損した場合
- (4) 粉砕後の剪定枝等を違法に投棄した場合

(利用料)

第8条 粉砕機の利用料は、無料とする。

(事故等)

第9条 粉砕機を運搬又は使用中に事故が発生した場合については、利用団体において一切の責任を負うものとし、速やかに環境保全課に連絡しなければならない。

(実績報告)

第10条 利用団体は、粉砕機の利用を終了したときは、いすみ市粉砕機利用実績報告書

(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

いすみ市粉砕機利用申請書

平成 年 月 日

いすみ市長 太田 洋 様

申請者 団体名
住 所
代表者氏名 ⑩

粉砕機の利用について、いすみ市粉砕機貸出要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、利用に当たっては、下記の条件及び注意事項を遵守します。

記

- 1 借用期間 開始日 年 月 日（ ）
（7日以内） 返却日 年 月 日（ ） [日間]
- 2 利用場所 いすみ市
- 3 利用目的
- 4 添付書類
 - ・団体の組織規則及び会員名簿
 - ・利用場所の位置図
- 5 遵守事項
 - (1) 市内の土地又は施設等の維持管理その他の活動で発生した剪定枝又は竹（それぞれ直径180ミリメートル以内に限る。）に限り、使用すること。
 - (2) 粉砕後の剪定枝等については、市内の一般廃棄物集積ステーション又はいすみクリーンセンター若しくは大原クリーンセンターへ排出してはならない。
 - (3) 貸出期間は、開始日及び返却日を含めて7日間を限度とする。ただし、7日目が休日及び祝祭日の場合は、その前日に返却すること。
 - (4) 貸出期間中は、粉砕機が盗難又は雨等による被害を避けるために適正な場所に保管すること。
 - (5) 粉砕機の運搬については、利用団体が行うこと。
 - (6) 粉砕機を初めて使用する際には、環境保全課職員の指導を受けること。
 - (7) 粉砕機の操作については、使用上の注意事項を遵守し、安全に十分注意すること。
 - (8) 粉砕機の利用については、ゴーグル、手袋及び保護服等を着用し、安全に努めること。
 - (9) 粉砕機を使用している際機械に異常を感知したときは、直ちに使用を中止して環境保全課に連絡すること。なお、破砕機の破損については、利用団体が補償の責務を負うこと。
 - (10) 粉砕機の利用を終了したときは、十分に粉砕機の清掃及び点検をし、燃料を補充した後借用期限内に返却すること。

様式第2号（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



いすみ市粉碎機利用許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった粉碎機の利用については、下記のとおり決定したので、いすみ市粉碎機貸出要綱第5条の規定により、通知します。

許可

1 借用期間 開始日 年 月 日（ ）
返却日 年 月 日（ ）〔 日間〕

2 利用場所 いすみ市

3 利用目的

4 許可条件

不許可
理由

様式第3号（第10条関係）

いすみ市粉砕機利用実績報告書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 団体名
住 所
代表者氏名

㊟

年 月 日付け 指令第 号をもって利用許可を受けた粉砕機について、下記のとおり利用したので、いすみ市粉砕機貸出要綱第10条により利用実績を報告します。

記

- 借用期間 開始日 年 月 日（ ）
返却日 年 月 日（ ）〔 日間〕
- 利用場所 いすみ市
- 利用目的
- 粉砕量 m^3
- 故障箇所等の報告